

議案第三四号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年三月十一日提出



三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾壹年参月拾八日

原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（葬終費）

第七条 葬終費は被保険者が死亡したとき、その者の葬終を行う者に対し次の区分により支給する。

世帯主 参千円

非世帯主 貳千円

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。